

令和6年度
経営継承・発展等支援事業の概要

令和6年4月

1 事業の概要

(1) 事業目的

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行しています。このため、本事業は、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的とします。

(2) 補助対象者・要件

中心経営体等である先代事業者（個人事業主又は法人の代表者）からその**経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者**（親子、第三者など先代事業者との関係は問わない）であって、以下等の要件を満たした者⇒詳細はP2～3参照

- ・経営発展計画を策定している
- ・後継者の名義で税務申告等を行っている
- ・青色申告者である
- ・家族経営協定を締結している（後継者が家族農業経営の場合） 等

(3) 補助上限

補助上限：100万円（国と市町村が2分の1ずつ負担※）

※市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限って実施できます
（申請額が100万円を下回る場合、例えば申請額が80万円であれば、国が40万円、市町村が40万円を負担）

(4) 補助対象経費等

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

※本事業は、**予算の範囲内で採択いたします。事業の要件を満たせば必ず支援を受けられるものではありません。**
（要望の総額が予算額を上回る場合、経営発展計画の内容等を審査し、ポイント上位から採択）

2 補助対象者・要件

(1) 補助対象者（補助を受けようとする農業者）が個人事業主の場合

- ア 令和5年1月1日から経営発展計画の提出時までに中心経営体等（注1）である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けている（注2）こと。
- イ アの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。
- ウ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。
- エ 青色申告者である（注3）こと。
- オ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。
- カ 経営発展計画を策定（注4）し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- キ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると間接補助事業者が認めること。
- ク アの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。
- ケ 農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る資金及び新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- コ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

注1：中心経営体等とは、次の①～②に掲げる者をいいます。

①地域計画のうち目標地図に位置付けられた者。

②実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者

③市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者

注2：所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合

注3：所得税法第143条の規定により承認を受けている者、同法第144条に規定する申請書を提出した者をいいます。

注4：本事業の活用に向けて策定していただく、経営発展に向けた取組内容、成果目標等を記載した計画です（詳細はP6～7参照）。

2 補助対象者・要件

(2) 補助対象者（補助を受けようとする農業者）が法人（集落営農を含む）の場合

ア 次に掲げる(ア)又は(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：当該法人が中心経営体等（注1）であり、令和5年1月1日から経営発展計画を提出する時までに後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けている（注2）こと。

(イ) 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が中心経営体等（注1）であり、令和5年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。

イ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

ウ 青色申告者である（注3）こと。

エ 経営発展計画を策定（注4）し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると間接補助事業者が認めること。

カ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。

キ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る資金及び新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金の交付を受けていないこと。

ク アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

注1：中心経営体等とは、次の①～②に掲げる者をいいます。

①地域計画のうち目標地区に位置付けられた者。

②実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者

③市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者

注2：法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限ります。

注3：法人税法第121条第1項の規定により承認を受けている者及び同法第122条第1項に規定する申請書を提出した者をいいます。

注4：本事業の活用に向けて策定していただく、経営発展に向けた取組内容、成果目標等を記載した計画です（詳細はP6～7参照）。

3 経営の主宰権の移譲等について

(1) 補助対象者（補助を受けようとする農業者）が個人事業主の場合

先代事業者 (中心経営体等)

- 年齢、所得要件はありません

【経営継承】

- 令和5年1月1日から経営発展計画の提出時までに経営に関する主宰権を後継者に移譲（開業届出書、確定申告書等により確認できる必要があります）
- 税務申告等を後継者の名義に切替え
- 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していない必要があります

⇒先代事業者が継承後も実質的に当該農業経営を行っている場合や経営を分割して継承する場合等は、本事業の対象となりません。

後継者 (補助対象者)

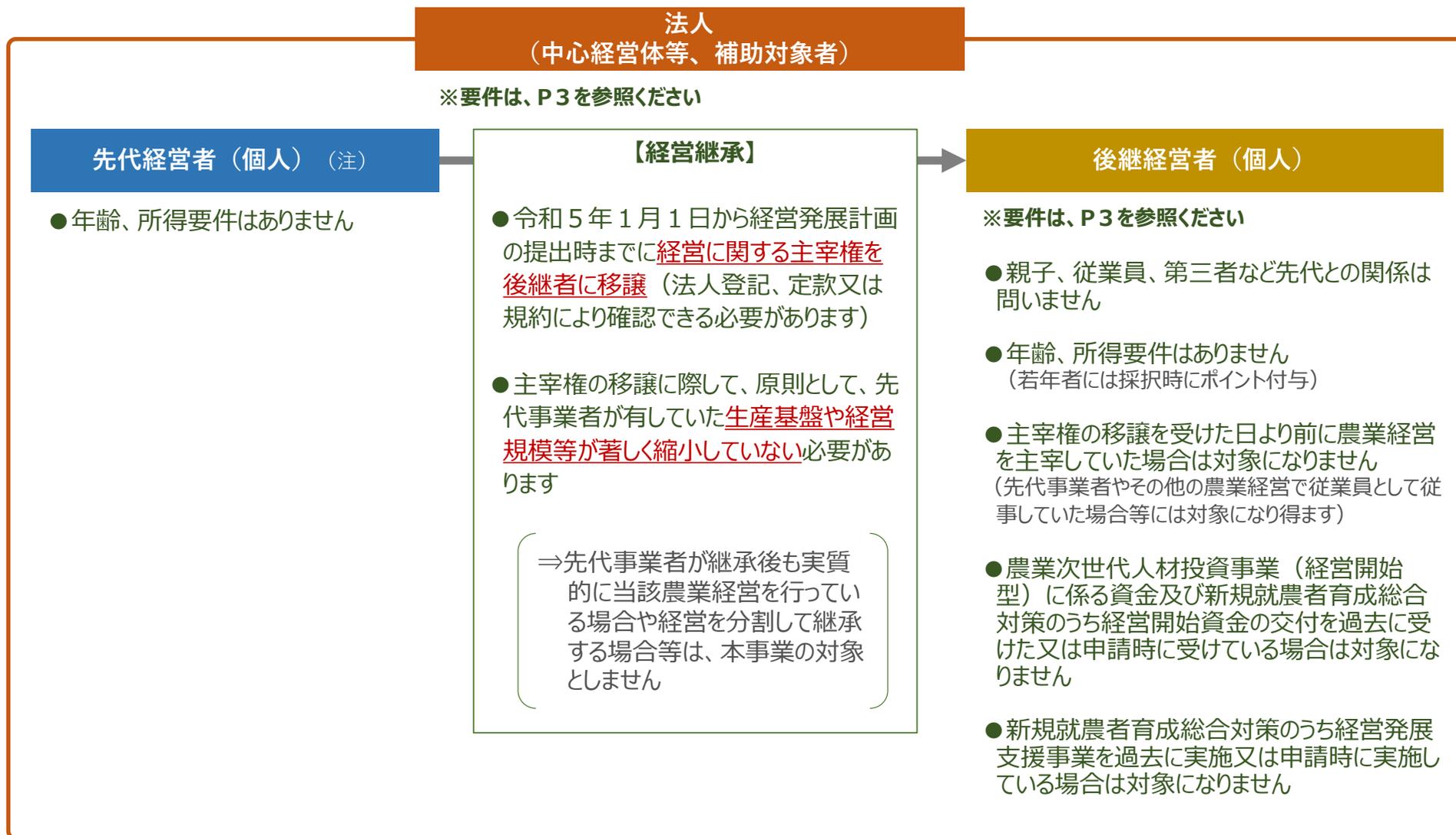
※要件は、P2を参照ください

- 親子、従業員、第三者など先代との関係は問いません
- 年齢、所得要件はありません
(若年者には採択時にポイント付与)
- 主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していた場合は対象になりません
(先代事業者やその他の農業経営で従業員として従事していた場合等には対象になり得ます)
- 農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る資金及び新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金の交付を過去に受けた又は申請時に受けている場合は対象になりません
- 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業を過去に実施又は申請時に実施している場合は対象になりません

※将来的に中心経営体等に位置づけられることが望ましい。

3 経営の主宰権の移譲等について

(2) 補助対象者（補助を受けようとする農業者）が法人の場合



(注) 個人事業主である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合は、当該先代事業者（個人）が中心経営体等である必要。また、申請する法人は将来的に中心経営体等に位置づけられることが望ましい。

4 経営発展計画について

(2) 記載する内容 (前ページの続き)

⑤ 成果目標の設定

以下の成果目標を目標年度まで設定。

(1) : 付加価値額 (※) の向上

1 経営体当たり又は就業者 1 人当たりの付加価値額についての目標を設定。

(2) : 地域貢献

経営面積 (又は飼養頭羽数) の拡大又は常時雇用者数の増加についての目標を設定。

※ 付加価値額は、税務申告書類などから次の計算方法により算出します。
付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費

⑥ 地域貢献に関する特徴的な取組

⑤以外の地域農業の維持・発展に資する取組を記載。

(例 1) 地域の耕作放棄地 1 ha を引き受けて再生させ、地域農業の維持に貢献する。

(例 2) 新規就農者 3 名の受入れ、研修等の実施を通じ、人材育成・確保に貢献する。

⑦ 宣誓事項

内容を確認した上で宣誓事項にチェック

(3) 実施状況報告

採択された場合は、事業実施年度から経営発展計画に定めた目標年度まで、経営発展計画に記載された取組の実施状況等について市町村へ報告します。

経営発展計画 (ウラ面)

5 成果目標の設定

(1) 付加価値額の向上

項目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率 (%)
ア 1 経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者 1 人当たりの付加価値額	(万円)				

(2) 地域貢献

項目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率 (%) / 数 (人)
ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大	(a, 頭, 羽)				
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

6 地域貢献に関する特徴的な取組

令和 年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和 年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	<input type="checkbox"/>
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	<input type="checkbox"/>
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成9年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)である、 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	<input type="checkbox"/>
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	<input type="checkbox"/>
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	<input type="checkbox"/>
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けるとなっても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	<input type="checkbox"/>

(注) 1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。
 2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報(氏名等)について、国、都道府県、市町村、事業実施主体、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに提供することに同意します。(ご同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。)

5 申請・事業実施の流れ

